

政府所有国内産米穀の売渡契約に係る契約申込者の資格審査の申請についてのお知らせ

平成20年12月19日

営業者各位

農林水産省総合食料局長

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「法」という。）第29条の規定に基づき農林水産省総合食料局が実施する政府所有国内産米穀の売渡しについては、入札による競争契約（以下「政府所有国内産米穀売渡契約」という。）を実施することとし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）第72条第1項の規定に基づき、当該競争契約の資格（以下「競争参加資格」という。）を定めております。

ついでには、平成21年度及び平成22年度に実施する政府所有国内産米穀売渡契約に係る競争参加者の資格審査の申請を下記により受け付けますので、当該申請を行う場合には、下記事項を御了知の上、競争参加資格審査申請書に必要書類を添えて提出して下さい。

審査の結果、資格要件を有すると判断された場合には、当該申請者を競争参加資格者とし、有資格名簿に記載されることとなります。

記

1 競争参加者の資格要件について

農林水産省総合食料局が実施する政府所有国内産米穀の売渡契約に当たっては、申請者が次の資格要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 以下のいずれかの要件を満たす者であること。

- ① 法第47条第2項に規定する届出事業者
- ② 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年

農林水産省令第17号。以下「規則」という。)第19条第1項第1号に定める米穀を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行う者

③ 規則第19条第1項第2号に定める米飯の販売の事業を行う者

(2) 年間の米穀の取扱数量について定める基準を超える者であること。

(3) 自己資本額について定める基準を超える者であること。

(4) 米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から、2年を経過しない者でないこと。

(5) また、(1)から(4)までの資格要件を全て満たしている場合であっても、次に掲げる場合は、特別の事情がある場合を除き、競争参加資格者としません。

申請者が令第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

2 資格審査の申請について

(1) 受付期間

資格審査の受付は、持参又は郵送とし、平成21年2月2日(月)から平成21年2月27日(金)までの間とします。

① 持参の場合

受付期間は、土日祝日を除く10時から17時まで(12時15分から13時までを除く。)とします。

② 郵送による場合

書留郵便又は配達記録郵便での受付とします。

③ 3月2日(月)以降の受付

随時受け付けを致します。(結果通知は、審査が終わり次第となりますので、御希望の入札日にまでに結果通知がされない場合があります。)

(2) 申請書の入手方法

申請書は、別表に掲げる地方農政事務所(地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖

縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下「申請場所」という。)において交付します。また、インターネットにより、農林水産省のホームページ (<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/syoryu/hanbai/sin sa.html>) にアクセスし、申請書を出力することもできます。

(3) 受付場所

受付場所は、別表に掲げる申請場所のいずれかとしますが、原則として落札決定後の契約の締結、納入告知書及び荷渡指図書等の事務手続については、申請場所で行うこととなります。

(4) その他

なお、法第47条に定める届出事業者についても、届出とは別に資格審査が必要になりますので御了知願います。

3 資格審査の申請に必要な書類について

なお、申請書の記入方法については、申請場所において別途配布する記入の手引きに示されていますので、これを参考の上、作成して下さい。

(1) 一般競争参加資格審査申請書

(2) 営業経歴書

(3) 登記事項証明書（法人の場合）

(4) 財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

(5) 次の各税について、未納税額のないことを証明する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3の2）（個人の場合）又は別紙第9号書式（その3の3）（法人の場合）

① 消費税及び地方消費税（法人及び個人の場合）

② 法人税（法人の場合）

③ 所得税（個人の場合）

(6) 米穀の取扱実績があることの証明書類（帳簿の写し、売り上げ伝票等）

4 資格審査の結果通知について

資格審査の結果（競争参加資格の有無）については、書面により申請者に通知します。

5 有資格者名簿について

- (1) 審査の結果、競争参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）となった者については、当該申請者を契約の種類ごとに、有資格者名簿に登載します。
- (2) 有資格者名簿には、有資格者の名称又は氏名、住所及び電話番号の情報が記載され、農林水産省総合食料局各申請場所及び農林水産省ホームページにおいて公開されます。

6 競争参加資格の有効期間について

競争参加資格の有効期間は、有資格者となった日から平成23年3月31日までです。

7 競争参加資格の取消し等について

- (1) 有資格者名簿に記載された者が、令第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当することとなったときは、特別の事情がある場合を除き、競争参加資格を取り消し、有資格者名簿から削除します。
- (2) 有資格者名簿に記載された者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）が、次のいずれかに該当することとなったときは、競争参加者の資格を取り消すことがあります。この場合には、当該者を有資格者名簿から削除し、削除後2年間は競争参加資格者としなないことがあります。
 - ① 契約の履行にあたり、物件の品質又は数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げ

た者

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

(3) 有資格者名簿に記載された者が、総合食料局等契約指名停止等措置要領（平成19年3月30日付け18総合第1884号総合食料局長通知。以下「指名停止要領」という。）に基づき指名停止を受けた場合は、一定期間一般競争入札に参加することができません。

また、指名停止要領第10条に基づき、指名停止措置に関する情報をインターネット等により公表することがあります。

(4) 競争参加資格者としての資格を取り消す、又は一般競争入札への参加停止を行う必要があるときは、資格取消通知書、又は指名停止通知書により通知します。

8 秘密の保持について

資格の審査に従事する職員が、この審査において知り得た秘密に関する事項を外部に漏らすことはありません。

9 その他

(1) この申請により資格を得た者は、随意契約にも参加できることとなります。

(2) 一般競争参加資格の有資格者として確認を受けている者であって、会社更生法（昭和27年法律第172号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正（再生）手続開始の決定を受けた者（以下「更正（再生）手続開始決定者」という。）は、再度の一般競争入札参加資格の審査の申請を行うことができます。

なお、更正（再生）手続開始決定者であって、再度の一般競争参加資格の確認を受けていない者は、一般競争において競争参加資格が確認されない場合があります。